

一般社団法人秋田県建築士事務所協会
建築物耐震診断等判定委員会設置要綱

(名 称)

第1条 この委員会は「耐震診断等判定委員会」(以下「判定委員会」という)と称する。

(目 的)

第2条 判定委員会は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修計画について、所管行政庁又は受託機関(建築士事務所を含む)の依頼に応じて、専門的観点のもとに審査、判定及び耐震補強計画に対する評価を行うことにより、診断技術の水準向上に寄与し、建築物の耐震性の向上を図ることを目的とする。

(判定及び評価内容)

第3条 判定委員会は、診断内容等に関する基本的な考え方の統一を図るため、次の事項について審査・判定・評価を行う。

- 一 解析時の部材モデル化等を含め診断方法の適否の判定
- 二 診断結果の評価の適否の判定
- 三 耐震改修計画の評価並びに補強計画に対する指導及び助言
- 四 総合的な見地からみた考察の適否の判定
- 五 不適合箇所の補正指示及び助言
- 六 その他、診断等に関し必要と認める事項

(判定委員会)

第4条 判定委員会は次に掲げる者のうちから(一社)秋田県建築士事務所協会長が委嘱する。判定委員の過半数は外部の大学教授等の学識経験者で構成するものとし、特別委員として建築行政職員を加えることができる。

- 一 大学の建築工学に関する教授、准教授等
 - 二 構造設計一級建築士
 - 三 上記と同等以上と認められる者
- 2 判定委員数は、委員長を含め5名以上とする。
- 3 判定委員の任期は2年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 判定委員会には委員長及び副委員長を置くものとし、委員長は大学教授等の学識経験者とする。

- 2 委員長及び副委員長は判定委員会において選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第6条 委員長は判定委員会の議長として会を主宰する。

- 2 委員長は判定委員会を必要に応じ招集する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(判定委員会の留意事項)

第7条 判定委員会の判定については、判定委員の合議により決定する。

- 2 判定委員は自ら若しくは判定委員が所属する法人等に関わった案件については、判定委員は当該案件の審議には加わらないものとする。

(庶務)

第8条 判定委員会の庶務は、(一社)秋田県建築士事務所協会の事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、判定委員会の運営等に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年3月31日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年12月17日から施行する。

